

# 「熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例」

を制定しました。

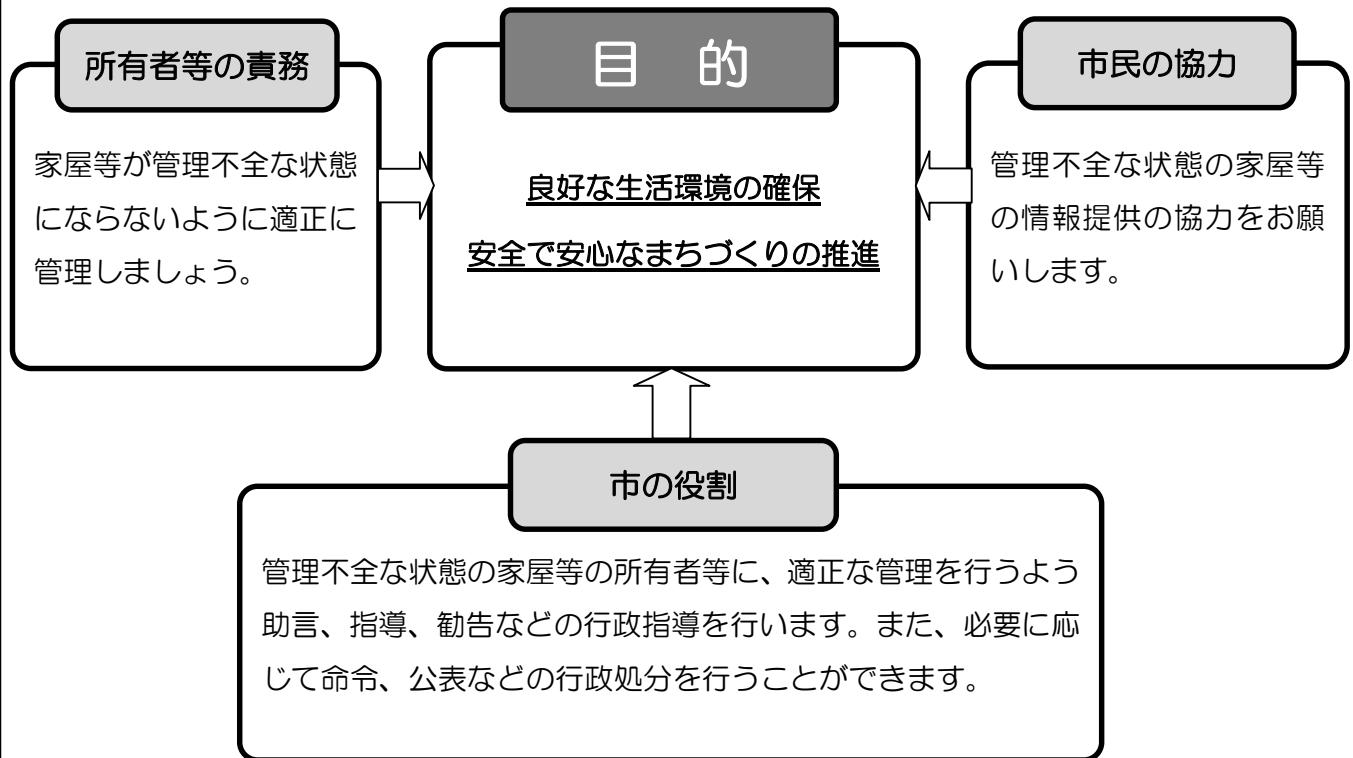
平成26年4月1日から

「熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例」を施行しました。

建築物の管理は所有者等の義務ですが、近年の高齢化・少子化などにより、空き家が増加し、それに伴い、適正に管理されない家屋等が増えていくと予測されます。

家屋等が適正に管理されないまま放置されると、建物の倒壊や建築部材の脱落・飛散などにより周辺に危害が生じるおそれがあります。

そこで、熊本市では、熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例を制定しました。これは、市民の良好な生活環境の確保と、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とし、家屋等が放置され管理されなくなることを未然に防止するとともに、長期間放置された老朽家屋等に対して適正な管理の実施を求めることができるよう制定したものです。



家屋等の適正な管理は所有者等の義務です。

所有者等は、家屋等の適正な管理をしなければなりません。

家屋等の居住者がいなくなり、管理不全な状態になりそうな場合は、状況把握に努めなければなりません。

また、既に家屋等が管理不全な状態になっている場合は、補修や除却などの改善措置を行わなければなりません。

万が一、家屋の倒壊や、屋根、外壁等の脱落・飛散などによって、他人に損害を与えた場合は、所有者等の責任を問われる可能性がありますので、十分な注意が必要です。

## 危険な家屋等にしないためには

危険な家屋等にしないためには定期的な管理が大切です。熊本市では、条例の周知に合わせ、市民の皆様へ適正管理の重要性についてお知らせしていきます。

## 管理不全な状態の家屋等に対する対応の流れ

家屋等の適正な管理は所有者等の義務です。万が一、管理不全な状態の家屋等が長期間放置されている場合は、条例に基づき、下記の流れに沿って対応します。

### 情報提供等

管理不全な状態の家屋等の情報を得た場合、調査を開始します。



### 調査

家屋等の状態、所有者等の情報などの調査を行います。必要に応じ、敷地や建物の内部に立ち入ることができます。



### 助言、指導

家屋等が管理不全な状態のときや、管理不全な状態になりそうときは、所有者等に適正な管理をするように助言や指導をすることができます。



### 勧告

助言や指導をしても状態が改善されないときは、所有者等に必要な改善措置を行うように勧告することができます。



### 命令

勧告をしても状態が改善されないときや、管理不全な状態が著しく悪化しているときは、所有者等に必要な改善措置を行うように命令することができます。



### 公表

命令をしても状態が改善されないときは、あらかじめ意見を述べる機会を与えたうえで、所有者等の住所、氏名、命令の内容などを公表することができます。

## 建設関連業者の皆様へのお願い

今回の条例の施行により、今後、建設関連業者の皆様へ家屋等の管理・改善・解体などについての御相談が寄せられることが予想されます。その際は、適正な管理の必要性、改善・解体の方法などについて、建設関連業者の立場からのアドバイス・ご提案をお願いいたします。

〔ご相談・問い合わせ窓口〕 熊本市都市建設局建築指導課

TEL : 096-328-2513 FAX : 096-351-2182

E-mail : [kenchikushidou@city.kumamoto.lg.jp](mailto:kenchikushidou@city.kumamoto.lg.jp)